

議案第 14 号

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 27 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和 41 年 3 月 31 日世田谷区教育委員会規則第 7 号）について、認定こども園世田谷区立多聞幼稚園（以下「多聞幼稚園」という。）において令和 6 年度に実施する 3 歳児プレ保育に参加している者の保護者から、令和 7 年 4 月 1 日を入園日とする多聞幼稚園の 4 歳児の入園への申し込みがあったとき、優先して入園を承諾する旨の規定を付則に加える必要があるため本件を提出する。

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 令和7年4月1日を入園日とする認定こども園世田谷区立多聞幼稚園（以下「多聞幼稚園」という。）の4歳児（別表備考第1項に規定する4歳児をいう。）の入園については、委員会が指定する日において3歳児プレ保育（令和2年4月2日から令和3年4月1日までの間に出生した区内に在住の未就園児を対象として、令和6年度に多聞幼稚園において実施する教育・保育に係る活動をいう。）に参加している者の保護者から、委員会が指定する期間内において第11条第1項の規定による申込書の提出があったときは、同条第2項の規定にかかわらず、優先してその者の入園を承諾するものとし、その他の者の保護者から同条第1項の規定による申込書の提出があったときは、抽選による選考の上、その者の入園を承諾するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立幼稚園管理運営規則 昭和41年3月31日世教委規則第7号 改正（略） 世田谷区立幼稚園管理運営規則 第1条～第10条（略） （入園の申込み及び承諾） 第11条 幼稚園に入園しようとする者（特定教育・保育のうち法第7条第2項に規定する教育又は法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育（以下「教育等」という。）を受けようとする者に限る。）の保護者は、住民票の写しを添えた世田谷区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）入園申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を委員会に提出することにより申込みをしなければならない。 2 委員会は、申込書の提出があったときは、抽選による選考の上、入園を承諾するものとする。 3 委員会は、前項の規定により入園を承諾したときは、入園承諾書（第2号様式）により申込書を提出した保護者に通知するものとする。 （入園の時期） 第12条 入園の時期は、毎年4月1日とする。ただし、欠員を生じた場合であって委員会が必要と認めるときは、年度の途中においても入園させることができる。 第13条～第15条（略） 付 則 <u>1</u> この規則は、昭和41年4月1日から施行する。 <u>2</u> <u>令和7年4月1日を入園日とする認定こども園世田谷区立多聞幼稚園（以下「多聞幼稚園」という。）の4歳児（別表備考第1項に規</u></p>	<p>○世田谷区立幼稚園管理運営規則 昭和41年3月31日世教委規則第7号 改正（略） 世田谷区立幼稚園管理運営規則 第1条～第10条（略） （入園の申込み及び承諾） 第11条 幼稚園に入園しようとする者（特定教育・保育のうち法第7条第2項に規定する教育又は法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育（以下「教育等」という。）を受けようとする者に限る。）の保護者は、住民票の写しを添えた世田谷区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）入園申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を委員会に提出することにより申込みをしなければならない。 2 委員会は、申込書の提出があったときは、抽選による選考の上、入園を承諾するものとする。 3 委員会は、前項の規定により入園を承諾したときは、入園承諾書（第2号様式）により申込書を提出した保護者に通知するものとする。 （入園の時期） 第12条 入園の時期は、毎年4月1日とする。ただし、欠員を生じた場合であって委員会が必要と認めるときは、年度の途中においても入園させることができる。 第13条～第15条（略） 付 則 この規則は、昭和41年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前																																																										
<p><u>定する4歳児をいう。)の入園については、委員会が指定する日において3歳児プレ保育(令和2年4月2日から令和3年4月1日までの間に出生した区内に在住の未就園児を対象として、令和6年度に多聞幼稚園において実施する教育・保育に係る活動をいう。)に参加している者の保護者から、委員会が指定する期間内において第11条第1項の規定による申込書の提出があったときは、同条第2項の規定にかかわらず、優先してその者の入園を承諾するものとし、その他の者の保護者から同条第1項の規定による申込書の提出があったときは、抽選による選考の上、その者の入園を承諾するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>別表(第9条関係)</p>																																																										
<p>別表(第9条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">校名</th> <th colspan="2">定員</th> </tr> <tr> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立三島幼稚園</td> <td>68人</td> <td>68人</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立給田幼稚園</td> <td>68人</td> <td>68人</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立中町幼稚園</td> <td>68人</td> <td>68人</td> </tr> <tr> <td>認定こども園世田谷区立多聞幼稚園</td> <td>1号認定60人 2号認定8人</td> <td>1号認定60人 2号認定8人</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立松丘幼稚園</td> <td>68人</td> <td>68人</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立砧幼稚園</td> <td>68人</td> <td>68人</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立八幡山幼稚園</td> <td>68人</td> <td>68人</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立桜丘幼稚園</td> <td>68人</td> <td>68人</td> </tr> </tbody> </table>	校名	定員		4歳児	5歳児	世田谷区立三島幼稚園	68人	68人	世田谷区立給田幼稚園	68人	68人	世田谷区立中町幼稚園	68人	68人	認定こども園世田谷区立多聞幼稚園	1号認定60人 2号認定8人	1号認定60人 2号認定8人	世田谷区立松丘幼稚園	68人	68人	世田谷区立砧幼稚園	68人	68人	世田谷区立八幡山幼稚園	68人	68人	世田谷区立桜丘幼稚園	68人	68人	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">校名</th> <th colspan="2">定員</th> </tr> <tr> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立三島幼稚園</td> <td>68人</td> <td>68人</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立給田幼稚園</td> <td>68人</td> <td>68人</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立中町幼稚園</td> <td>68人</td> <td>68人</td> </tr> <tr> <td>認定こども園世田谷区立多聞幼稚園</td> <td>1号認定60人 2号認定8人</td> <td>1号認定60人 2号認定8人</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立松丘幼稚園</td> <td>68人</td> <td>68人</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立砧幼稚園</td> <td>68人</td> <td>68人</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立八幡山幼稚園</td> <td>68人</td> <td>68人</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立桜丘幼稚園</td> <td>68人</td> <td>68人</td> </tr> </tbody> </table>	校名	定員		4歳児	5歳児	世田谷区立三島幼稚園	68人	68人	世田谷区立給田幼稚園	68人	68人	世田谷区立中町幼稚園	68人	68人	認定こども園世田谷区立多聞幼稚園	1号認定60人 2号認定8人	1号認定60人 2号認定8人	世田谷区立松丘幼稚園	68人	68人	世田谷区立砧幼稚園	68人	68人	世田谷区立八幡山幼稚園	68人	68人	世田谷区立桜丘幼稚園	68人	68人
校名		定員																																																									
	4歳児	5歳児																																																									
世田谷区立三島幼稚園	68人	68人																																																									
世田谷区立給田幼稚園	68人	68人																																																									
世田谷区立中町幼稚園	68人	68人																																																									
認定こども園世田谷区立多聞幼稚園	1号認定60人 2号認定8人	1号認定60人 2号認定8人																																																									
世田谷区立松丘幼稚園	68人	68人																																																									
世田谷区立砧幼稚園	68人	68人																																																									
世田谷区立八幡山幼稚園	68人	68人																																																									
世田谷区立桜丘幼稚園	68人	68人																																																									
校名	定員																																																										
	4歳児	5歳児																																																									
世田谷区立三島幼稚園	68人	68人																																																									
世田谷区立給田幼稚園	68人	68人																																																									
世田谷区立中町幼稚園	68人	68人																																																									
認定こども園世田谷区立多聞幼稚園	1号認定60人 2号認定8人	1号認定60人 2号認定8人																																																									
世田谷区立松丘幼稚園	68人	68人																																																									
世田谷区立砧幼稚園	68人	68人																																																									
世田谷区立八幡山幼稚園	68人	68人																																																									
世田谷区立桜丘幼稚園	68人	68人																																																									
備考	備考																																																										

改正後	改正前
<p>1 この表において「4歳児」とは、幼稚園の利用を開始する年度（次項において「当該年度」という。）の初日の前日までに4歳に達し、5歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>2 この表において「5歳児」とは、当該年度の初日の前日までに5歳に達し、6歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>3 この表において「1号認定」とは、教育等を受ける教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>4 この表において「2号認定」とは、保育を受ける教育・保育給付認定子どもをいう。</p>	<p>1 この表において「4歳児」とは、幼稚園の利用を開始する年度（次項において「当該年度」という。）の初日の前日までに4歳に達し、5歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>2 この表において「5歳児」とは、当該年度の初日の前日までに5歳に達し、6歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>3 この表において「1号認定」とは、教育等を受ける教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>4 この表において「2号認定」とは、保育を受ける教育・保育給付認定子どもをいう。</p>